

鎌倉市選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定による選挙人名簿への登録を行う日は、同項の規定により登録月の1日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおりとする。

令和6年5月30日

鎌倉市選挙管理委員会
委員長 門河 通憲



定時登録日

変更前	令和6年6月1日
変更後	令和6年6月3日
変更前	令和6年9月1日
変更後	令和6年9月2日
変更前	令和6年12月1日
変更後	令和6年12月2日
変更前	令和7年3月1日
変更後	令和7年3月3日